**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍横浜市神奈川区平川町三番地六、最後の住所横浜市神奈川区平川町三番地の六　被相続人　亡　山田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル二階　相続財産管理人　弁護士　深澤　詩子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県厚木市戸田一八四三番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　糸澤　勝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号　相続財産管理人　弁護士　石渡　絵理

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県見附市新町一丁目二九二番地甲、最後の住所新潟県見附市新町一丁目一五番二一号　被相続人　亡　五十嵐　建二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

事務所新潟県新潟市中央区美咲町一丁目八番一五号ＬＴＭセンター　相続財産管理人　弁護士　宮本　裕将

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県白山市明光四丁目六四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉倉　康二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

石川県金沢市彦三町一丁目二番一号アソルティ金沢彦三ビル三階　相続財産管理人　弁護士　岡峰　聡一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県静岡市葵区籠上九番、最後の住所静岡県静岡市葵区籠上九番七六号　被相続人　亡　石川登紀江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

静岡市清水区草薙一里山三番三七号　司法書士法人ひまわり　相続財産管理人　櫻井　誠人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県西尾市住崎町経塚二四番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石原　孝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

愛知県刈谷市一ツ木町八丁目一七番地七　相続財産管理人　弁護士　加藤　大史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市東山区大和大路通五条下る二丁目下新シ町三二五番地、最後の住所京都市東山区正面通大和大路西入茶屋町五〇九番地五　被相続人　亡　長谷川貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

京都市上京区寺町丸太町東入る信富町　弁護士法人白浜法律事務所　相続財産管理人　弁護士　白浜　徹朗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県神戸市東灘区甲南町一丁目三番、最後の住所大阪府吹田市千里山西四丁目三八番五―二〇二号　被相続人　亡　三木　雅之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

大阪府大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階　相続財産管理人　弁護士　細見　文博

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪市北区中津六丁目八番、最後の住所大阪市北区中津六丁目八番六―一三〇一号　被相続人　亡　森田　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階　外山法律事務所　相続財産管理人弁護士　外山　弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県倉敷市西阿知町西原七三四番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐々木　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

事務所岡山市北区南方一―七―一三リベルテ南方二階　相続財産管理人　弁護士　奥田　哲也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍香川県小豆郡小豆島町室生六六三番地、最後の住所香川県坂出市西庄町一六三五番地一　被相続人　亡　八木　康臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

香川県善通寺市木徳町一〇〇四番地二　相続財産管理人　司法書士　松内　邦博

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛媛県今治市延喜甲一五九番地一〇、最後の住所愛媛県今治市玉川町畑寺甲一五―五　社会福祉法人藤寿会グループホーム瑞鶴荘　被相続人　亡　千々和マスヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

愛媛県今治市泉川町一丁目二番六五号　相続財産管理人　司法書士　渡部　裕二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍佐賀県神埼郡東脊振村大字石動二〇四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　コト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

佐賀県小城市三日月町織島一六四七番地三、事務所佐賀県小城市小城町二七八番地三　相続財産管理人　江原　義明

**無縁墳墓等改葬公告**

谷川字七曲墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年三月十二日

一、墳墓等所在地　福岡県八女市立花町谷川六四三、六四五、六四〇及び六四四―二

一、墳墓等の名称　谷川字七曲墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県八女市立花町谷川五六五　宗教法人谷川寺　住職　奈須隆文